別紙１

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管　理　職

・学校いじめ防止基本方針　　・いじめを許さない姿勢
・風通しのよい職場　　・保護者・地域等との連携

いじめ防止対策委員会

【随時開催】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、道徳主任、養護教諭等

・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
・年間指導計画の作成
・校内研修会の企画・立案
・調査結果、報告等の情報の整理・分析
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
・要配慮生徒への支援方針

【報告】

教育委員会

【緊急対応】

未　然　防　止

◇学業指導の充実
　・学びに向かう集団づくり
　・意欲的に取り組む授業づくり
◇特別活動、道徳教育の充実
　・学級活動の充実
　・ボランティア活動の充実
◇教育相談の充実
　・面談の定期開催
◇人権教育の充実
　・人権意識の高揚
　・講演会等の開催
◇情報教育の充実
◇保護者・地域との連携
　・学校いじめ防止基本方針等の周知
　・学校公開の実施

早　期　発　見

◇情報の収集
　・教員の観察による気付き
　・養護教諭からの情報
　・相談、訴え
　　（児童・保護者・地域等）
　・アンケートの実施（定期）
　・各種調査の実施
　・面談の定期開催
　　（児童・保護者等）
◇相談体制の確立
　・相談窓口の設置・周知
◇情報の共有
　・報告経路の明示、報告の徹底
　・職員会議等での情報共有
　・要配慮児童の実態把握
　・進級時の引継ぎ